



2023年3月3日(金)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

「年収の壁」対策 年金と税制

首相の発言

先日、岸田首相が「年収の壁」への対応策を検討すると表明しました。所得が一定水準を超えると扶養対象外となり税や社会保険料の負担が生じる「年収の壁」ですが、働き手不足が続く中、就労抑制の一因として見直し対応策を検討するとしています。

壁の1つは社会保険制度です。現在の制度では 従業員が 101 人以上、週の労働時間 20 時間以上、月収 8.8 万円以上(年収 106 万円)といった条件を満たす場合に社会保険に加入します。101 人以上(24 年 10 月から 51 人以上)の会社のパートは 106 万円、それより規模の小さい企業では年収 130 万円が壁となっています。

年金の構造

公的年金の構造は 2 階建てであり、1 階は 20 歳以上の全員が基礎年金(国民年金)に加入します。2 階部分がサラリーマン等の厚生年金等加入者です(第 2 号被保険者)。

サラリーマンの保険料は給与天引きで、その人に扶養されている専業主婦(夫)は保険料の支払いなしで国民年金を支払っていることとなります(第 3 号被保険者)。

また、それ以外の自営業者、非正規雇用者、学生、失業者、自営業者の配偶者等は自分で国民年金保険料を支払う第 1 号被保険者になります。

サラリーマンに扶養されている配偶者は年 130 万を超えると扶養に入れないので、対策としての選択肢は 3 つです。年収を 130 万未満にする、週 30 時間以上働き厚生年金に加入する、101 人以上事業所で厚生年金加入条件であれば加入する。パート勤めで年収 130 万円以上の方は、将来無年金にならないよう国民年金か厚生年金に加入しましょう。

税制では別の壁が

税制度の扶養の壁は 103 万円と 150 万円があります。所得が一定以下の配偶者を持つ人の配偶者控除は配偶者の給与収入が年 103 万円以下である場合に最高 38 万円の控除があります。配偶者の収入が 103 万円から 201 万円の場合に控除が受けられますが、150 万円を超えると控除額が段階的に減る仕組みとなっています。

年金と税制両制度を修正するには年金改革と所得税法の修正と調整が必要となります。今後どのようにして壁を克服していくのでしょうか。



短期的には保険料負担が生じますが将来の年金が上乘せされる等の補償があります